

# 静岡県ゆずりあい駐車場制度

静岡市民の皆様へのお願いです

## かぎりある駐車場を有効に利用するために 停車証（一時駐車証）に御協力ください

### 停車証（一時駐車証）とは

車いすを利用する方は、幅の広い車いすマークの駐車場でなければ車から降りることができません。このような方々が駐車場を利用できるよう、利用証をお持ちの方々の間でも、ゆずりあうことが大切です。

そこで、指定区域（静岡市内）では、車いすマークの駐車場を車の乗降場所として利用する取組を推進するため、同意いただいた方には、緑色の利用証に代わり、「停車証（一時駐車証）」を交付します。

御自身では車を運転されない方の御協力をお願いいたします。

### 車いすを利用しない方



歩行困難な障害のある方



歩行困難な高齢者



歩行困難な妊産婦

その他、歩行困難な難病患者など

運転者  
(本人が運転)



利用証

同乗者  
(介助者が運転)



停車証（一時駐車証）

※ 歩行困難な方が降車した後に、お車を一般の駐車区画へ御移動願います。

○交付に関する問い合わせ：

静岡市 保健福祉子ども局福祉部福祉総務課 電話054-221-1467

○制度に関する問い合わせ：

静岡県 健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 電話054-221-2844